

神戸市地域活動支援センター（多機能型）事業補助金要綱

令和 6 年 4 月 1 日 制定

福祉 局 長 決 定

（目的）

第 1 条 この要綱は、神戸市地域活動支援センター（多機能型）事業実施要綱（平成19年 4 月30日神戸市保健福祉局長決定。以下「実施要綱」という。）第31条に基づき、当該事業の経費の一部を補助することに関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年 3 月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業者）

第 2 条 補助の対象となる事業者は、実施要綱第12条の規定により、市長があらかじめ認定した法人とする。

（対象経費）

第 3 条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業者が当該年度内に実施する実施要綱第 5 条に規定する地域活動支援センター（多機能型）事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、別表第 1 欄に定める額と、第 2 欄に定める補助対象経費の実支出額から利用料及び寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。

2 前項に規定する補助金の額は、別表に定める算定の対象となる利用人数の実績を基に算定するものとする。ただし、算定の対象となる利用人数には、他の市町村に在住する利用者の数を含めないものとする。

3 前 2 項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請及び交付決定等）

第 5 条 補助金の交付を申請しようとする者は、市長に対して地域活動支援センター（多機能型）事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の交付申請書を、交付対象期間の初めの月の前月末までに提出しなければならない。なお、4 月 1 日から交付対象期間とするものについては、4 月末日までに提出するものとする。

3 市長は、補助金規則第 6 条第 1 項による交付決定を行う場合には、地域活動支援センター（多機能型）事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときには、地域活動支援センター（多機能型）事業補助金不交付通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するも

のとする。

（補助金の概算払請求）

第6条 補助金は、前条第2項による交付決定後、概算払をすることができる。

2 前条第2項の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、市長に対し、地域活動支援センター（多機能型）事業補助金概算払請求書（様式第4号）を提出しなければならない。なお、地域活動支援センター（多機能型）は該当年度分を5月末日までに提出することとし、市内在住者が利用する他の市町村に設置されている地域活動支援センターは当該年度の4月分から9月分については5月末日までに、10月分から3月分については11月末日までに提出することとする。

3 市長は、前項の規定による請求内容が適当と認めるときは、補助事業者に対し、概算払で補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとする場合は、地域活動支援センター（多機能型）事業補助金変更交付申請書（様式第1号の2）を、同項第2号に掲げる承認を受けようとするときは地域活動支援センター（多機能型）事業補助金中止（廃止）申請書（様式第1号の3）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当と認めたときは、地域活動支援センター（多機能型）事業補助金変更交付決定通知書（様式第2号の2）又は地域活動支援センター（多機能型）事業補助金中止（廃止）承認通知書（様式第2号の3）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第8条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、事業の完了後、交付決定が行われた年度の翌年度の4月末日までに地域活動支援センター（多機能型）事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付額の確定及び補助金の精算）

第9条 市長は、補助金規則第16条による交付額の確定を行ったときは、地域活動支援センター（多機能型）事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。ただし、確定した給付金の交付額が、交付の決定における交付予定額と同額である場合は、通知を省略することができる。

2 市長は、交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分につき期限を定めて返還を命じるものとする。

3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときには、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（補助金の取消し）

第10条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速や

かに、その旨を地域活動支援センター（多機能型）事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により当該補助金対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還させるものとする。

（関係書類の保管）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整え事業完了後5年間保管しなければならない。

（処分期間の制限）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（細則）

第13条 この要綱に規定するもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 地域活動支援センター（多機能型）が神戸市内に設置されている場合

種別		(第1欄) 補助金額	(第2欄) 補助対象経費の実支出額
運営費補助	基準額	【金額】 下記基準額×開設月数÷12（月）	以下に掲げる対象経費の実支出額× 神戸市内在住者の年間延利用者数／ 他の市町村に在住する利用者の数 を含む年間延利用者数 （千円未満切捨て）
		年間の利用人数	
		1～3名	
		4～6名	
		7名以上	
	重度加算額	【金額】 加算対象重度障害者1人あたり月額5,000円×加算対象重度障害者通所月数 【加算対象重度障害者】 神戸市在住の利用者のうち下記のいずれかに該当する者 (1) 1級又は2級の身体障害者手帳を所持している者 (2) A判定の療育手帳を所持している者 (3) 1級の精神障害者保健福祉手帳を所持している者	【対象経費】 地域活動支援センター運営のために必要な下記の経費 職員俸給、職員諸手当、賃金、退職金、退職共済掛金、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、器具什器費（備品購入費）、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料（役務費）、報償費（講師等謝金）、損害保険料、使用料及び賃借料、租税公課、雑費

(i) 上記1の「年間の利用人数」の算定にあたっては、下記①から③までの利用人数のうち、最も少ない利用人数を使用する。

①利用登録者のうち神戸市内在住者の人数

②神戸市内在住者の1日あたり平均利用人数

算定方法：
$$\frac{\text{神戸市内在住者の年間延利用者数}}{20日 \times \text{開設月数}} \div 0.6 \text{（小数点以下四捨五入）}$$

③神戸市内在住者で各月5日以上利用した人数の1月あたり平均

算定方法：
$$(a+b+c+d+e+f+g+h+i+j+k+l) \div 12 \text{（月）（小数点以下四捨五入）}$$

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市内在住者で月5日以上利用した人数	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l

2 神戸市内在住者が他の市町村に設置されている地域活動支援センターを利用している場合

種別	(第1欄) 補助金額	(第2欄) 補助対象経費の実支出額
基準額	【金額】 (1)と(2)の合計額 (1) 管理費 $5,313,600円 \times 開設月数 \div 12(月) \times 神戸市内在住者の月利用延人数 / 月利用延人数$ (2) 事業費 $8,330円 \times 月利用延人数(ただし、20名を限度とする。) \times 神戸市内在住者の月利用延人数 / 月利用延人数$	以下に掲げる対象経費の実支出額×神戸市内在住者の月利用延人数／月利用延人数 (千円未満切捨て) 【対象経費】 地域活動支援センター運営のために必要な下記の経費 職員俸給、職員諸手当、賃金、退職金、退職共済掛金、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、器具什器費(備品購入費)、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料(役務費)、報償費(講師等謝金)、損害保険料、使用料及び賃借料、租税公課、雑費

(1) 開設月数は、月の初日開設月から起算する。

(2) 月利用延人数とは、各月の利用者数を合計した数をいう。この場合において、利用者数は、月平均5日以上又は年間60日以上利用している者を対象とする。

<例> 6ヶ月の開所 → 月平均5日以上又は年間30日以上利用している者を対象

(3) 補助金交付は、当該年度において本市に在住する者が在籍する期間の月利用延人数が、当該月数に8を乗じて得られる月利用延人数以上となる場合のみ、交付対象とする。

(4) 神戸市地域活動支援センター(センター型)事業実施要綱(平成18年9月神戸市保健福祉局長決定)に規定する市長が認定した事業者が設置する地域活動支援センター(センター型)と同類型と認められる地域活動支援センターについては、上記2に基づく補助の対象から除く。

(5) 神戸市経過的デイサービス事業実施要綱(平成18年9月神戸市保健福祉局長決定)に規定する認定経過的デイサービス事業者が、他の市町村において神戸市経過的デイサービス事業を行った事業所を平成19年4月1日以降に当該市町村長が認めた地域活動支援センターとして運営している場合は、上記2に基づく補助の対象から除き、引き続き従前の神戸市経過的デイサービス事業実施要綱第13条の規定に基づく補助の対象とする。